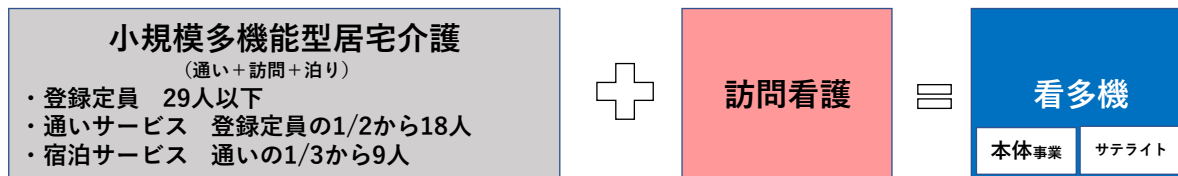


看護小規模多機能型居宅介護

- ・ 小規模多機能型居宅介護 + 訪問看護を組み合わせたサービス
- ・ 要介護のみ対象（医療ニーズの高い利用者）



登録	利用者は1か所の事業所に限って利用登録をすることができる
介護報酬	月単位の定額報酬（短期利用に限っては日単位）
居宅サービス計画と看護小規模多機能型居宅介護計画	看護小規模多機能型居宅介護で働いている介護支援専門員が居宅サービス計画と看護小規模多機能型居宅介護計画を作成（サテライト事業所では計画担当研修の修了者） ※居宅介護支援事業所の介護支援専門員×
同時に受けられるサービス	訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修

1

看護小規模多機能型居宅介護

人員基準

管理者	常勤専従(兼務可)「3年以上認知症介護の経験+管理者研修修了者」または「保健師もしくは看護師」
介護従業者	従業者は無資格でもOK、日中(通い・訪問)・夜間で異なる ただし、従業者のうち常勤換算で2.5人以上(サテライト型では1人以上)の者は看護職員(保健師、看護師、准看護師)でなければならない(うち、1人以上は常勤の保健師または看護師)
介護支援専門員	1人以上(兼務可)

	本体事業	サテライト事業所
登録定員	29人以下	18人以下
通いサービス定員	登録定員の1/2から最大18人	登録定員の1/2から12人
宿泊サービス定員	通いサービス定員の1/3から9人	通いサービス定員の1/3から6人

数字がやたらと出てくるが
細かいものは覚えなくていい！
入れ替わっていたら×ぐらいでOK

2

問題 43 指定看護小規模多機能型居宅介護について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 事業所の登録定員は、29 人以下である。
- 2 事業者は、看護サービスを提供する場合は、1 人の利用者について複数の医師から指示を受けなければならない。
- 3 事業所の管理者は、必ずしも保健師又は看護師でなくてもよい。
- 4 その利用者については、訪問介護費を算定することができない。
- 5 事業所には、介護支援専門員を配置する必要はない。

3

問 43 指定看護小規模多機能型居宅介護について正しいものはどれか。3つ選べ

- 1 事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治医の医師の指示を文書で受ける必要はない。
- 2 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会も考慮し、利用者の多様な活動が確保できるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を主治医に提出しなければならない。
- 4 訪問介護や訪問看護などの訪問サービスと通いサービスを一体的に提供するもので、宿泊サービスは含まない。
- 5 看護小規模多機能型居宅介護を受けている間についても、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費は算定できる。

4